

# ごみと資源の

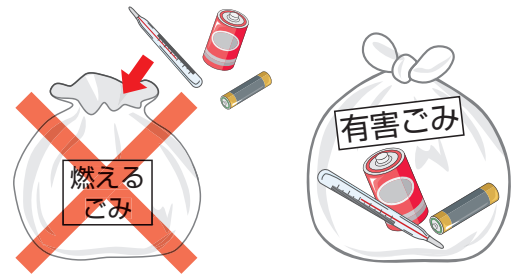
# 分け方・出し方

仕事で出たごみ(事業系廃棄物)は  
ごみ集積所には出せません



事業系一般廃棄物は、施設へ直接搬入するか、一般廃棄物処理業許可業者へ処分を依頼してください。

水銀体温計・乾電池・  
蛍光灯などは有害ごみへ



スプレー缶・カセットガス缶は  
びん・かん類へ



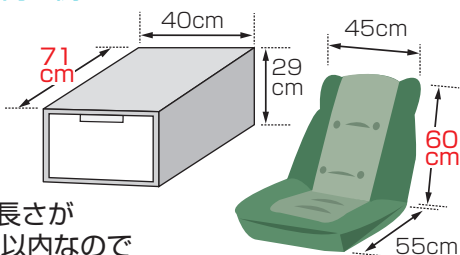
紙・布類は地域の集積所へ



一辺の長さが80cm以内のものは、集積所の利用をお願いします。

ただし、太さ10cm以内、長さが180cm以内の棒状のものは不燃ごみとして集積所に出せます

80cm以内の例



一辺の長さが  
80cm以内なので

**不燃ごみ** の日に出せます。  
※使用している状態で長さをはかる

集積所に出せるもの(ごみ) .....	2~3
集積所に出せるもの(資源物) .....	4~5
集積所に出せないもの .....	6
特定家庭用機器の処分方法 .....	7
粗大ごみ戸別収集の手順 .....	8~9
リサイクルガイドブック .....	10~23
施設への持ち込み方 .....	24